資料２－６

令和3年度　都市税財源の充実確保について

（令和3年度税制改正に向けて）

１．地方一般財源総額と地方交付税総額の確保

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国、地方を通じて、極めて厳しい財政状況となることが見込まれる中、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保すること。

２．新型コロナウイルス感染症対策に係る地方財源の確保

令和3年度の地方財政は、地方税収の大幅な減収に加え、地方交付税の原資となる国税収入も減収になることから、かつてなく、極めて厳しい状況である。

都市自治体が引き続き迅速かつ的確に感染症対策に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、都市自治体が必要となる財源について積極的に措置すること。

３．固定資産税の安定的確保

固定資産税（土地、家屋、償却資産）は市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症対策などの経済対策は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものであることから、更なる対象の拡充は断じて認められず、期限の到来をもって確実に終了すること。

４．軽自動車税等の確保

軽自動車税を始めとした自動車関係諸税は、都市自治体の行政サービスの貴重な財源になっており、道路・橋梁等の老朽化対策など社会インフラ財源としての需要が今後とも増嵩していくことから、そのあり方の検討に当たっては、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

５．ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税は税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源である。

ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な代替財源はあり得ず、市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すること。

令 和 ２年 11 月

全 国 市 長 会